

規 則

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九九八

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―四九一）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の九級以上の職員に相当する職員）

第一条の二 条例第八条第一項の委員会規則で定める職員は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の八級の職員に相当する職員）

第二条の二 条例第八条第三項の委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
 - 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
 - 三 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
- 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（平成二十八年改正条例附則第五項から第七項までの規定が適用される間の読替え）

2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第三条中「条例第九条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第五十七号）附則第五項から第七項までの規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第五十七号）附則第七項の規定により読み替えられた条例第八条第三項の委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 三 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

四 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの
附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。